

【訪問介護】

○ 同一建物減算について①適用期間について

問9 同一建物減算についての新しい基準は、令和6年11月1日から適用とあるが、現在90%を超えている事業所が、減算適用されることになるのは、令和5年度後期（令和5年9月から令和6年2月末まで）の実績で判断するのではなく、令和6年度前期（令和6年4月から9月末まで）の実績で判断するということでよいか。

(答)

- 貴見のとおりである、令和6年度前期の実績を元に判断し、減算適用期間は令和6年11月1日から令和7年3月31日までとなる。この場合、令和6年10月15日までに体制等状況一覧表を用いて適用の有無の届出が必要となる。
- また、令和6年度後期（10月から令和7年2月末）に90%を超えた事業所については、減算適用期間は令和7年度の4月1日から9月30日までとなる。
- なお、令和7年度以降は判定期間が前期（3月1日から8月31日）の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとし、判定期間が後期（9月1日から2月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。

(令和6年度の取扱い)

令和 6年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	令和7年度 4月～9月末	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		
前期	判定期間							届出 提出	減算 適用					
後期								判定期間				届出 提出	減算 適用	

(令和7年度以降の取扱い)

令和 7年度	令和6年度 3月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	令和8年度 4月～9月末	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		
前期	判定期間							届出 提出	減算 適用						
後期								判定期間				届出 提出	減算 適用		